



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 西部電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮川一巳
(コード番号 1937 東証一部、福証)
問合せ先 取締役経営企画本部長
兼総務部長 中江章三
(TEL 092-418-3111)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 71 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する全ての内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5 株を 1 株に併合することを予定しております。

(2) 併合の内容

- | | |
|------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・比率 | 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。 |

③併合により減少する株式数等

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	23,138,400 株
株式併合により減少する株式数	18,510,720 株
株式併合後の発行済株式総数	4,627,680 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することができます。お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問合せください。

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

保有株式	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	247名（6.7%）	296株（0.001%）
5株以上	3,460名（93.3%）	23,138,104株（99.999%）
合計	3,707名（100.0%）	23,138,400株（100.000%）

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）併合の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 71 期定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

上記「1. 株式の併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

（2）変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

（3）変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 71 期定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに本単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式の併合 (2) 併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を 5,600 万株から 1,120 万株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 5,600 万株から 1,120 万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 71 期定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び本発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

取締役会開催日	平成 28 年 5 月 12 日 (本日)
取締役会開催日 (株主総会の招集の決議)	平成 28 年 5 月 12 日 (本日)
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 28 年 11 月上旬
端株処分代金の支払い開始	平成 28 年 12 月上旬

※ 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、東京証券取引所及び福岡証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日です。

5. その他

本日、別途「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

添付資料： (ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

当社におきましては、平成 28 年 10 月 1 日をもって、5 株を 1 株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として 5 株を 1 株に併合することといたしました。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュールは以下のとおりです。

平成 28 年 6 月 24 日	定時株主総会
平成 28 年 9 月	株式併合公告
平成 28 年 9 月 28 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 28 年 10 月 1 日	単元株式数変更、株式併合及び発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 28 年 11 月上旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 28 年 12 月上旬	端数処分代金の支払開始

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 5 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 5 倍になります。株価につきましても、理論上は併合前の 5 倍になります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ(株式市場の動向等の他の要因を除く)】

株式併合前			株式併合後		
株式数	1 株当たり純資産額	資産価値	株式数	1 株当たり純資産額	資産価値
1,000 株	100 円	100,000 円	200 株	500 円	100,000 円

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします(具体的なスケジュールは Q 3. のとおりです。)

【議決権数について】

議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,100 株	1 個	220 株	2 個	なし
例③	1,026 株	1 個	205 株	2 個	0.2 株
例④	500 株	0 個	100 株	1 個	なし
例⑤	453 株	0 個	90 株	0 個	0.6 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 28 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

なお、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続の必要はございません。

Q 7. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問合せください。

Q 8. 株主優待制度は、どうなるのでしょうか。

A 8. 当社の株主優待制度につきましては、平成 28 年 3 月 31 日現在で 1,000 株以上保有の株主の皆様に対しては、例年どおり「阿蘇の名水ギフト券」を定時株主総会終了後に発送予定としております。なお、今回の単元株式数の変更及び株式併合を契機に優待制度の変更を検討しております。詳細につきましては、決定次第公表することといたします。

Q 9. 受け取る配当金は、どうなるのでしょうか。

A 9. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q10. 投資単位（最低投資金額）はどうなるのでしょうか。

A10. 昨日（平成 28 年 5 月 11 日）の東京証券取引所における終値 425 円を例に挙げると、単元株式数の変更及び株式併合の前における投資単位は、次のとおりです。

変更前 425 円／株×1,000 株＝425,000 円

この株価を前提とすると、単元株式数の変更及び株式併合の後における投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

変更後 2,125 円／株×100 株＝212,500 円

（ご参考）

※ 株価は、株式併合に伴い、理論上は 5 倍となります。

一方、単元株式数の変更に伴い、1 単元当たりの株数は 10 分の 1 となります。

したがって、単元株式数の変更及び株式併合の後におきましては、理論上は、それ以前の 2 分の 1 の金額で、当社株式を市場売買していただくことができるようになります。

Q11. 株式併合により単元未満株式が生じるのですが、株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A11. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度のご利用は可能です。具体的なお手続は、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。なお、単元未満株式の買増し制度は当社にはございません。

※ 単元株式数の変更及び株式併合その他株式に関する各種お手続についてのお問合せ先

単元株式数の変更及び株式併合についてのお問合せ、並びに住所変更、配当金受領方法の指定、単元未満株式の買取制度その他株式に関する各種お手続についてのお問合せにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。

【お問合せ先】 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

電話： 0120-782-031（フリーダイヤル）受付時間

9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上